

保護者 様

新温泉町立照来小学校  
校長 西岡 教敬

## 出席停止のお知らせ

お子様が、学校において予防すべき感染症（学校感染症）にかかった場合は、学校保健安全法第十九条の規定による「出席停止」となり「欠席」扱いにはなりません。学校を休み、医師の指示に従い療養してください。

学校保健安全法では、学校感染症を第一種から第三種の三種類に分類しています。第一種の感染症は、エボラ出血熱・ペスト・急性灰白髄炎（ポリオ）などで、治癒するまで出席停止となります。

第二種と第三種の感染症及び「出席停止期間の基準」は下表のとおりです。

## 第二種（空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症）

感染症	出席停止期間の基準（欠席扱いにはなりません）
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤により治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

## 第三種（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症）

感染症	出席停止期間の基準（欠席扱いにはなりません）
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（ ） ※ ※溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

※「登校届」は保護者が記入し、登校時に提出してください。「登校届」に医師や医療機関の証明は必要ありません。

きりとりせん

## 登校届

学校長 様

このたびの出席停止について、下記のとおり療養し、登校可能となりましたので届け出ます。

令和 年 月 日

感 染 症 名 .....

診察を受けた医療機関名 .....

出席停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

年 組 児童・生徒氏名 保護者氏名 .....